

# ◆精神障がい者割引制度の導入（2025年4月1日より割引制度導入）

## 意見対象項目

- 精神障がい者割引制度の導入（2025年4月1日より割引制度導入）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が普通旅客運賃または回数旅客運賃において運賃を支払う場合は、普通旅客運賃の5割引に相当する額を適用する。（手帳所持者本人のみ適用）